

## 大阪公立大学及び大阪公立大学工業高等専門学校利益相反マネジメントポリシー

令和4年4月1日制定

大阪公立大学及び大阪公立大学工業高等専門学校（以下「大学等」という。）は、産学官連携ポリシーに基づき、研究成果を社会に還元し、地域社会ひいては国際社会の発展に寄与する社会貢献活動を、教育、研究に次ぐ第三の使命としている。

教職員等が学外の企業や団体等と連携・協力して社会貢献を行う場合には、その活動や成果に関して個人的利益と、公共の利益や大学等の利益との相反関係が生じる可能性がある。教職員等が、公正で科学的な研究を推進し、公共性や透明性を確保しながら、社会的信頼を高めていくため、大学等は、利益相反状況に対し、適切に対応するマネジメント体制を確立することにより、社会に対する説明責任を果たす必要がある。

特に、高い倫理性が求められる医学系研究については、大学等もヒトを対象とする医学研究の倫理的原則であるヘルシンキ宣言の理念に基づき推進してきたが、高水準の医療を地域社会に還元しつつ、被験者の保護を確保し、利益相反から生じる様々な課題に対処していくためには、大学等における医学系研究に係る利益相反マネジメント体制の確立も不可欠である。

ここに本学等は、利益相反に対する基本的な考え方、ならびに利益相反マネジメント体制等の確立に向けて、大学等利益相反マネジメントポリシーを以下のように定める。

- I 利益相反による不公正さを伴う状況を最小限にとどめることを責務とし、教職員等はそれに協力することを義務とする。
- II 組織的な利益相反マネジメント体制を整備する。
- III 教職員等に対して、利益相反の可能性を常に意識し、適正な産学官連携活動ができるよう、利益相反マネジメントの周知徹底を図る。
- IV 利益相反マネジメントに関して、適正に情報公開を行い、透明性を確保するとともに、説明責任を果たす。